

入山許可証を購入される皆さんへ（お願い）

柏原地区財産区議会

きのこ山への入山につきまして、財産区民共有の貴重な財産を末永く保全し、トラブルを避けるために下記の事項に御留意の上、入山いただけますようお願いいたします。

なお、上久堅地区の住民以外の方は、上久堅地区の住民が同伴する場合に限り入山できます。入山許可証は、上久堅地区住民に限り販売しますので御了承ください。

（留意事項）

- 1 テープ又はトラロープ等が張ってある山は『止め山』となっております。個人（法人）山は入山禁止『止め山』での無許可きのこ採取は犯罪行為となります。

止め山期間：令和6年9月1日（日）～11月13日（水）

- 2 開放山への止め山期間中入山の場合には、必ず入山許可証が必要となります。入山許可証購入時にお渡しする案内図（斜線部）をご確認ください。

必ず入山許可証をご購入の上、入山してください。

入山料はきのこ山を末永く保全していくための貴重な財源に充てられます。

- (1) 入山許可証売場及び発行

ア 飯田市上久堅自治振興センター（全種）

イ 財産区議員宅（一日券のみ）

※財産区議員宅での現金の取り扱いを行いませんので、入山料は後日自治振興センターでお支払ください。

- (2) 入山許可証（一日券・入山許可書）の色別 **毎年色を変えます**

ア 財産区民（原平・下平・大鹿・上平・風張・中宮・越久保）

イ 区民以外

- (3) 入山料

一日許可書	財産区民	300円	区民外	1,000円
一週間許可書	財産区民	1,000円	区民外	5,000円
全期間許可書	財産区民	5,000円	区民外	20,000円

※一日券未購入者入山の場合、区民1,000円・区民外5,000円いただきます。

- (4) 入山許可証は上記で定められた期間のみ有効です。御注意ください。

- (5) 入山許可証は、同居の家族以外への貸与はできません。

入山される場合は入山許可証を携帯し、議員の巡回時には、必ず提示願います。違反した場合は、入山許可証の没収及びシーズン中入山禁止となりますので、十分御注意願います。

- 3 きのこ山の期間中見回りについて

- (1) 入山者が安全に楽しく、きのこ採取を行うことができるよう、管理者（財産区議員）による見回りを、不定期で実施します。

- (2) 管理者から入山許可証の提示を求められる場合がありますので、入山時には必ず入山許可証を携帯してください。

- (3) 『止め山』への契約者以外の入山は、禁止となっております。